
○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定について
- 5 陳情第3号 森林整備の推進に関する陳情書
- 6 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第4号）
- 7 陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書
- 8 発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	8番	高田佳久君
3番	山本岩雄君	9番	渡辺正男君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	高山祐一君	11番	小林克彦君
6番	望月貞明君	12番	布施谷裕泉君
7番	徳竹栄子君	13番	山本光俊君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(山本光俊君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(山本光俊君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、6月15日の議会運営委員会に議会側から6件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

-
- 1 議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定について

議長(山本光俊君) 議事に入ります。

日程第1 議案第35号から日程第4 議案第38号までの4議案を一括上程し、議題とします。議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) ただいまの4議案につきましては、去る6月8日の本議会において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、審査報告を行います。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和2年6月17日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

総務産業常任委員長 望 月 貞 明

1. 委員会開催月日 令和2年6月9日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定について

(以上4件 令和2年6月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは若干、審査経過について説明をいたします。

議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルスの影響による緊急経済対策の税制上の措置、地方税法の一部改正に伴う条例の一部改正です。

主な改正は、第1条の関係で附則第10条中小企業等の固定資産税の減免、これは令和2年6月から10月までの3か月間の事業収入が前年度比、前年度同月比、大幅に減少する事業者の令和3年度の固定資産税を減免するものです。

附則第10条、生産革命の実現に向け設備投資した事業者の固定資産税の減免する特例措置の適応範囲を拡充するもの。

附則第10条の2、上記の特例の特例割合をゼロとするもの。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割臨時的軽減の特例措置の6か月の延長。

附則第24条、税の徴収猶予制度の特例の申請手続について、1年間徴収を猶予する特例の申請における書類不備による取り下げみなし期間を定めるものです。

第2条の関係では、附則第25条、中止したイベントの入場料の寄附金税額控除特例です。

これは町長の指定する中止したイベントの入場料の払戻し請求権を放棄した場合、これを寄附金支出とみなし、税額控除を適用するものです。

附則第26条、住宅ローン減税の控除期間の1年延長。

以上が議案第35号の内容でございますが、この中で議論になったのは、第2条関係の附則第25条、中止したイベントの入場料の寄附金の税額控除に対する、このイベントはどのように周知されるかということでございますが、これについては広報等で周知するというところでございました。

以上、議案第35号については全会一致で可決いたしました。

次に、議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定、これは上位法である行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が改正されたことによる条例の一部改正であります。

主な改正というのは5点ありまして、1つ目が条例の名称の変更です。

名称を「山ノ内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めるものです。

2番目として、システム整備計画の作成です。

これは、町は情報システム整備計画作成に努め、これに従ってシステム整備を推進するものです。

3番目が手続の効率化です。電子申請等の手数料の支払いを電子マネー等で納付できるようにするものです。

4番目が添付書類の省略です。手続に関わる添付処理は初回のみで、以降同じものは省略できるようにするというものです。

5番目が機械利用の格差の是正です。通信に不慣れな人でも誰でもオンラインの申請等の手続ができるよう、必要な施策を講じるということでございます。

これにつきましては、名称変更まで含む条例の改正ですので、これは新たに条例をつくったほうがいいんじゃないかというような意見もありました。

続きまして、議案第37号ですが、山ノ内町固定資産評価委員審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、この条例の条文の中に議案第36号の旧法律名の行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律と、もう一つ略称の情報通信技術利用法が引用されて記載されておりますので、これを新しい改められた法律名と省略名に改めるものでございます。

次、議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定、外国青年を招致して地方自治体で任用し、地域の国際交流を推進する事業に通称JETプログラムがあります。

総務省、外務省、財団法人自治体国際化協会などの協力の下、地方自治体が外国青年を任用していく事業であります。

議案第38号はJETプログラムにより、町において国際交流活動等を行う国際交流員の任用について、勤務条件を定めるものでございます。

なお、国際交流員の身分は本年4月1日から施行されております会計年度任用職員が適用されますが、勤務条件は勤務の特殊性と全国統一的な取扱いを担保する必要性から、別途条例を定めるものであります。

国際交流員の職務は条例の中にありますが、町の国際交流関係事務の補助、町の国際経済交流関係事務の補助、町職員、地域住民への語学指導の協力、地域の国際交流団体の事業活動への助言・参画、地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力などとなっております。

主には、英語圏への情報発信、交流事業等におけるインバウンド推進事業とのことでございます。

以上の4議案について審査した結果、総務産業常任委員会全て、原案どおり全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第35号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第35号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、これは行政手続オンライン化法という略称で呼ばれたりしますが、この法律の趣旨に基づき制定されたものですが、今回この法律が改正され、情報通信技術を活用した行政推進等に関する法律、これはデジタル行政推進法という略称で呼ばれるようになりますけれども、法律名が変更になったこと、これを受けての改正であります。

法律改正の目的は情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定める。

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の、この辺ちょっとダブりますね、すみません。こうした手続の原則オンライン化、これを進めるための内容となっております。

具体的には行政手続、これは申請及び申請に基づく処分通知、これのオンライン実施を原則化、電子申請や結果通知のメール送付。

2つ目には本人確認や手数料納付をオンラインで実施。本人確認はITやパスワード、公的個人認証、マイナンバーカード、手数料納付についてはクレジットカードや電子マネーで対応できる。

3番目には、行政機関間の情報連携等により入手、参照できる情報に関する添付書類について、添付を不要とする規定を整備、住民票や登記事項証明書であります。

4番目には、オンライン化や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API、これは外部連携機能の整備、情報システムの共有化。

5番目には、情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正、デジタルディバイドと言われるけれども、この是正などが主なものになります。

この条例改正により、各手続では条例を改正せずに規則で対応することが可能となります。

マイナンバーカード利用の手続にいろいろな項目を追加することも、規則改正でできてしまうということになります。この改正は戸籍法や健康保険法の改定と併せ、戸籍情報や保険情報をマイナンバーとひもづけし、一層のマイナンバーカードの普及の促進を狙うものです。

出自や家族関係などの機微な個人情報や行政が一体で管理するため、個人情報が漏えいした場合のリスクが高まることとなります。

戸籍法改定と合わせて、全国民の出生や結婚、離婚などの戸籍情報をマイナンバーで引き出せるシステムを整備しようとするもので、戸籍の管理が自治体から国に移され、国家の国民管理が強まることとなります。

さらには、銀行口座とのひもづけも行われようとしていることは、ますます情報漏えいリスクが高まる不安があります。

国民にとって、切実な必要性や緊急性がないマイナンバーカードの普及率は、運用開始から4年たった今でも、6月時点で16%程度と低調です。

これまでに3,000億円以上の初期投資、維持費がかかっていますが、費用対効果には疑問符がつきます。

以上、マイナンバーカード制度について反対の立場から、本案には反対をさせていただくものです。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） ありませんか。討論を終わります。

議案第36号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立9人で多数です。

したがって、議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。議案第37号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第37号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

5 陳情第3号 森林整備の推進に関する陳情書

議長(山本光俊君) 日程第5 陳情第3号 森林整備の推進に関する陳情書を上程し、議題とします。

陳情第3号につきましては、去る6月2日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、陳情の審査報告を行います。

令和2年6月17日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第3号

2. 受理年月日 令和2年2月25日

3. 件名

(陳情第3号) 森林整備の推進に関する陳情書

陳情者 中野市大字壁田938-1

北信州森林組合 代表理事組合長 中山稿一

(令和2年4月26日～ 清水 侃)

4. 付託年月日 令和2年6月2日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、陳情の審査経過について説明をいたします。

陳情の趣旨につきましては、北信州森林組合が北信5市町村の民有林の森林整備を年間200ヘクタール、間伐材を年間1万7,000立米を生産し、県の補助金で運営しておりますが、使用機械の経年劣化による修繕費や労働安全対策費の増加で組合経営が厳しさを増しております。

県内の他の森林組合は管内市町村から補助を受けて経営しております。そこで、1つとして当組合も管内市町村の補助をお願いする。

2、森林整備地域活動支援交付金で、GISシステムを導入し、森林境界の明確化を進め、市町村へも情報を提供している。システムの維持管理費の助成をお願いしたいというのが陳情の要旨でございます。

総務産業常任委員会の審査では、森林の維持は環境保全の役割があるので森林荒廃を防ぐ間伐推進のための助成については、県下の他の市町村は行っており、以前切捨て間伐の時代は行っていたことから妥当としました。

次に、GISシステムへ維持費の助成についても、町がGISシステムのデータの提供を受けている関係から妥当としました。これらの財源については、森林環境譲与税の活用との提案もありました。

一方、再造林、下草刈りの助成制度構築については、今後、北信市町村等で検討を願いたい

という意見でありました。

また、この陳情については他の議会との足並みをそろえろとの意見がありましたが、森林面積が多い山ノ内町が意思を示すという意見があり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

皆さんのご賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、陳情第3号 森林整備の推進に関する陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

6 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第4号）

議長（山本光俊君） 日程第6 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第4号）を上程し、議題とします。

本件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、総務産業常任委員長から会議規則第75条の規定によって継続審査の申出がありました。

お諮りします。

陳情第4号について、総務産業常任委員長からの申出のとおり議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第4号）は総務産業常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

7 陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

議長（山本光俊君） 日程第7 陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める

陳情書を上程し、議題とします。

陳情第5号につきましては、去る6月2日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高山社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高山祐一君登壇)

社会文教常任委員長(高山祐一君) 5番 高山祐一。

それでは、審査報告をします。

令和2年6月17日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

社会文教常任委員長 高山祐一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第5号

2. 受理年月日 令和2年5月22日

3. 件名

(陳情第5号) 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

陳情者 長野市高田276-8

長野県医療労働組合連合会 執行委員長 小林吟子

4. 付託年月日 令和2年6月2日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の概要を報告させていただきますが、初めに審査日についてですが、当初の会期日程でありました6月9日を所管課の同意を得まして、8日に変更しました。

陳情の要旨は、医師の週労働時間は60時間を超える人の割合が41.8%で、職種別で最も高く、救急や産科ではそれ以上という結果が出ていること、また、人口1,000人当たりの医師数が、OECD加盟国の平均3.5人に対し日本のそれは2.4人で、36加盟中32位で絶対的な医師不足の現状であるとしています。

しかし、2018年の政府の骨太の方針では2022年以降の医学部定員数を減らすことを検討する方向が打ち出されました。

医師の養成定員を減らすことにより、医師の長時間労働の改善につながらないばかりか深刻な医師不足が続く。地域医療にも大きな影響を与えることが危惧されています。

よって、2022年以降の医師養成減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECDの平均以上の水準に増やすことについて、政府関係機関に対し意見書の提出を求める陳情です。

さて、厚労省が根拠とする医師需給推計は、医師需要を少なく見積もり、長時間労働解消を前提としない推計を根拠に養成定員を減らす方向は、長時間労働の解消とは真っ向から反するものということでもあります。

我が長野県に目を向けますと、今年の1月31日、阿部知事も呼びかけ人の一人であります、地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会が発足しました。発足メンバーは青森県、岩手県、福島県、新潟県、静岡県、長野県であります。

その設立趣意書では、医師数において地域間の偏在が顕著であることが言われています。

偏在指数で長野県は、人口10万人当たり医師数が77都道府県中38位ですが、保健所単位では松本が335の中で上位22位ではあるものの、我が北信保健所は129.1人で、269位と偏在は明らかであります。

また、医師不足が叫ばれている今日、今回の新型コロナウイルスの対応に苦慮している現実を考えますと医師数の確保は重要テーマであります。

また、我が山ノ内町は現在2医療機関がありますが、2つとも医師が高齢であるため今後が憂慮されていることが現実です。

医師の働き方改革や医師の地域間偏在などを鑑み、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情に対し、採決の結果、全会一致で採択することを決定しました。

以上、皆様のご賛同をお願いします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第5号を社会文教常任委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

8 発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について

議長（山本光俊君） 日程第8 陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

高山社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高山祐一君登壇)

社会文教常任委員長(高山祐一君) 5番 高山祐一。

発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和2年6月17日提出

社会文教常任委員長 高山祐一

令和2年6月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

それでは意見書を朗読いたします。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

日本の医師数は、人口1,000人当たりOECD平均3.5人に対し、2.4人と極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では、一ヶ月の平均時間外労働時間が平均80~90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。

ところが、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。しかし、その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、医師の長時間労働がケースによっては最大週80時間とし、また、医療需要は入院ベッド数を減らす地域医療構想に連動しています。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善には繋がらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも大きな影響を与えることが危惧されます。

住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを強く求めるものです。下記の事項について国に要望します。

記

2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月 日

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 加藤勝信様

財務大臣 麻生太郎様

文部科学大臣 萩生田光一様

総務大臣 高市早苗様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

以上であります。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（山本光俊君） 日程第9から日程第13までの5件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（山本光俊君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（山本光俊君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月2日から本日までの16日間の会期でありましたが、新型コロナウイルス感染症一色と言っても過言ではない定例会でありました。

一般質問におきましては8名の議員が登壇され、新型コロナウイルス感染症について未曾有の危機に直面している町の観光をどう支えていくのか、また休校が長期に及ぶ子供たちの学習の遅れをどう取り戻すかなど、様々な角度から町の対応や今後の対策をただしました。

議案審議では、一般会計補正予算を初め、契約の締結、条例の制定や一部改正など重要案件についてご審議をいただきました。

本会議・委員会での意見や提言につきまして、今後の行財政運営に十分反映されますよう、強く要望したいと思います。

6月11日中野市在住の海外帰国者から新型コロナウイルス感染が確認されましたが、5月12日以降長野県内では新たな感染者は確認されておりません。

これは自粛や3密を避けるなどの予防策の成果だと思えます。

改めて予防に取り組んでいただいた全ての皆様に感謝と敬意を申し上げます。

しかし、感染リスクはいまだ存在しており、今後はウイルスとの共存を図ることを念頭に、「新しい生活様式」などのさらなる定着に向けた取組を推進すると同時に、一日も早くワクチンや治療薬が開発されることを願います。

また、経済の再生に向けた取組は急務であり、V字回復を果たせるよう国・県や関係機関との連携を図りながら、一丸となって一層の取組をお願いいたします。

このコロナ禍の自粛生活の中で、テレワークやオンライン学習など新たな可能性が示されていますが、このような状況だからこそ家族・友人・職場などの人と人とのつながり、絆が大切だということを改めて考えさせられました。

本日、ここに無事閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位には重ねて御礼を申し上げます。

結びに、これから本格的な夏を迎え、いよいよ暑さも厳しくなっております。議員、理事者、管理職各位におかれましては、健康には十分留意をされ、今後ますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議いたします。

議長（山本光俊君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和2年第3回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は6月2日から16日間の会期中、2日間の一般質問では新型コロナウイルス

感染症に関連し、事業者や住民に対しての支援、児童・生徒の学習環境についてなど活発なご意見とご議論をいただきました。

また、ご提案いただきました全ての案件につきましては、原案どおりご承認いただきありがとうございますとございました。

5月12日から申請受付を開始した特別定額給付金は、総務課を中心に連日連夜、各課の4名の応援を含め8名体制で対応し、6月11日時点で22日の支払い予定を含めて給付状況は11億4,330万円、94.2%となり未申請の約350世帯、金額として7,030万円となっています。引き続き全員に受給いただけるよう事業を進めてまいります。

コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種総会や会議等での飲食を伴う懇親会を控えてきましたが、5月13日以降長野県内で新規感染者が確認されていないことや、緊急事態宣言解除を受け、6月3日付で長野県市長会長、町村会長より、各市町村長に地元飲食店の積極的な利用の提案がございました。

飲食店等の需要回復に向け延期されていた歓送迎会などで、積極的に地元飲食店を利用していただきたいと思います。その際は、新しい生活様式に基づき、過度な緩みから新たな感染者につながらないように密閉・密集・密接の3密を避けるなど十分な配慮も大切です。

議員、町民の皆様にもご協力いただくようお願い申し上げたいと思います。

6月9日、国土交通省に対して、私のほうからは横湯川上流落合地滑りの対策予算を、飯山市長からは昨年の台風19号の被害に伴う復旧予算を、事前に要望書を送付し五道国土保全局長、今井砂防部長にオンラインで陳情いたしました。

初めての陳情型式でありましたが、長野県の砂防100年以上の歴史が夜間瀬川上流にあり、砂防の神様と言われる赤木博士、赤木堤防、記念碑のことや、住民・観光客の安心・安全、生命・財産を守るため、砂防予算の確保や、知識・経験のある人的配置の重要性などを説明、陳情申し上げました。

6月3日には、落合地滑り緊急対策費の採択、4日の湯沢砂防事務所による落合地籍のヘリ調査に対する御礼、さらには町の観光・農業のPRも十分させていただきました。

近年、災害は激甚化、頻発化しており、草津白根山の火山性地震や昨年の台風19号の体験なども加味し、6年ぶりに防災計画を見直しします。

今回は、気象庁の示す5段階の警戒レベルの運用や災害の内容による避難所の設置・運営など、より現実的な内容に改めるものです。

災害はないことが一番ですが、一朝有事に備えることや日常的な訓練、住民に対しての情報伝達、観光客の避難誘導など、災害ごとに異なる対応も必要になることから、6月10日防災会議を開催し改定方針や進捗状況をご説明し、26日に開催する第2回の防災会議で改定する予定でございます。

(仮称)湯田中温泉公園ならびに防災拠点施設整備に向け、旧社会体育館に隣接する土地約3,000平方メートルを購入するための売買予約の覚書を、プリンスホテル側と交わしましたの

で、上段のみろく児童公園内に、町制65周年記念事業の1つとして、しだれ八重桜、サルスベリ、紅葉の3本を記念植樹する計画です。

3密を避けるため、同温泉公園研究会、プリンスホテル、議会議長、町を含めて最少人数での実施予定でございます。

タケノコ狩りの最盛期、和合会では有料で一般客の採取を認めていましたが、今年はコロナ対策として会員限定となりましたので、従来のような遭難事故や熊被害は大幅に減少するのではないかと考えられます。

一方、サバタケにつきましては、特別に和合会員からタケノコを購入し、順調に製造を進めており、引き続き道の駅で販売いたしたいと思っております。

また、サバタケを製造、販売して10周年を迎えます。工場の都合もあり従来の缶詰からレトルトパックにリニューアルし、化粧箱に入れて8月下旬には店頭にも並ぶ予定ですが、購入のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、暑い夏の季節を迎えますが健康には十分ご留意いただき、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（山本光俊君） これにて令和2年第3回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間、ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 2時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員